

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十七号

昭和四十年四月八日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 川村 繼義君

理事 安井 吉典君

理事 大石 八治君

理事 龜岡 高夫君

理事 武市 恭信君

理事 村山 達雄君

理事 山崎 巖君

理事 華山 親義君

理事 門司 亮君

出席政府委員

警察庁長官 江口 俊男君

警察庁保安局長 大津 英男君

運輸技術官 佐藤 肇君

委員外の出席者

警視庁長 関根 広文君

警視庁第二課長 鈴木 一男君

厚生技官 河毛 一郎君

運輸事務官 遠藤 政夫君

労働事務官 高橋 明君

建設事務官 越村安太郎君

専門員

専 門 員

四月六日

地方公営企業の財政確立等に関する請願外一件

(佐藤觀次郎君紹介) (第二七四号)

貨切バスの自動車税増税案撤回に関する請願

(前田榮之助君紹介) (第二八一九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇号) (参議院送付)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律

案を議題とし質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。細谷治嘉君。

○細谷委員 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改

正する法律案を政府が提案されておるのでありま

すが、この改正の目的についてお尋ねします。

○江口政府委員 本法の改正の目的につきましては

は、提案理由の説明並びに私の補足説明で繰り返

しておきますと、最近ピストルの輸入等の増

加にかんがみまして、その防止に役立たし

めるという意味で輸入罪を新設するという点が一

点。

それからもう一つは、従来銃砲刀剣というもの

を一括いたしまして、どういふものを持ってい

ても同じ扱いがございましたけれども、やはり事

軽重に応じてピストル、銃というふうなものと、

それ以外の空気銃とか、あるいは刀剣というよう

なもの、所持につきまして、その罰を異にする。

言いかえれば、もっぱら凶器として使用されるよ

うなものの所持につきましては、従来よりも強く

これを罰していきたいというような意味の改正が

第二点でございます。

それから第三点は、これは、手銃上の問題でござ

いますけれども、参議院等で問題になりました

が、火なわ銃に類する古式の銃が、現在は届け

出ないとな所所持ということになりますけれども

も、事実上は骨とう品として存在するというよう

なものを救済するために、火なわ銃に限らず、そ

ういう一定の古式の銃につきましては、正当に持

てるような方法を講ずるといふような点にあるの

でございます。これを活用いたしまして、ひいて

は国内における暴力の絶滅に役立たせようとい

うのが最大の最後の目的であるわけでございます。

○細谷委員 ただいまの説明は、この前聞いたこ

とと大体同じであります。それに関連して一点

お尋ねしたいのですが、国家公安委員会からいた

だきました資料の五二ページ、最後のページを拝

見いたしますと、第六表に「けん銃の密輸入事件

検査状況」、こういう表が載っております。これ

を見ますと、三十七年、三十八年、それから三十

九年の一月から六月、こういう検査の状況の数字

が載っておりますが、ふしぎに思うこと

は、三十七年、三十八年に比べて、三十九年

の前半、半年間における検査件数が非常に多い、

こういうふうなところになっておるのであります。こ

れは一体どういふ原因なのかお尋ねします。

○大津政府委員 ただいま御質問がございました

拳銃の密輸入事件の検査状況でございますが、この

表にございますように、三十九年の上半期におき

ましての検査が非常にふえておるという状況でござ

います。これは一つには、御承知のようにCR

Sというフィリピンで密造せられました拳銃が、

国内に相当密輸入されてきた、それが暴力団等の

手にわたりました、それが検査せられました、そ

れを追究してまいりましたところがこういうふう

に件数が非常に多く出ておるということござい

ます。

拳銃の点につきましては、暴力団の取り締まり

の一環といたしまして非常に力を入れておるので

ございますが、同時に国内における拳銃

が、従来ものから次第にそういう密輸入のもの

に移ってきておる、こういうような状況も見られ

るわけでございます。CRSをはじめとしたし

まして、先般ございましたエルフランスの航空

機長ユルトレルの事件等を見ましても、ああいう

ふうな拳銃が、外国から相当多量に入っている

ということからこういう数字が出ておるという実情

でございます。

○細谷委員 たまたまこの時期に密輸入が急増し

ておったのか、あるいは過去に検査についての何

らかの警察庁当局の熱意の不足、あるいは力の不

足から、こういう統計数字ができたのかという点

は問題点でありまして、たまたま突然変異として

こういう統計があらわれたんだ、過去の実態はこ

の統計にあらわれたような形なんだ、こういうふ

うにお考えなのか、取り締まり強化によつてこう

いう統計が出てきたのか、こういう点はいかがで

すか。

○大津政府委員 先ほど申し上げましたCRS拳

銃につきましては、やはり三十八年の末ごろから

そういうものが国内に入ってきておったというこ

とが捜査の結果も出ておるというふうなことでござ

います。拳銃の密輸入が非常にふえてきておる

ということが一つの大きな原因でございます。と

同時にいままでも拳銃につきましても捜査を非常

にきびしくしておたのでございまして、決して

いままでその点について非常に不熱心であったと

いうことはないのでございますが、暴力団の追及

ということ、先ほど申し上げました密輸入拳銃の

増加ということが、阿々相まちましてこういうよ

うな結果を生じておるといふことだと存する次第でございます。

○細谷委員 両々相まってといふことでございませうけれども、おことばとしては、やはり密輸入の数がふえた、こういう点に重点が置かれておるようでありまして、暴力団に対する対策の強化、こういう問題からこういう数字が出たのだ、こういう御説明もございませう。

そこで、お尋ねしたいのでございませうけれども、今回の法律案を見ますと、この説明にも書いてございませうに、四番目に罰則の強化について説明がございませう。この説明の中に、最近における暴力団等による銃砲刀剣類の不法所持及び使用に対処するために罰則を強化した、こういうことでございませうが、これは輸入の問題、あるいは譲渡に対する規制等でありまして、暴力団等に対する問題としては、罰則の強化といふことに力点を置かれておるようでありませうが、罰則の強化でこういう問題が解決されるお考えなのかどうか。

○大津政府委員 罰則を強化するといふことと同時に、たとえば輸入罪につきましては未遂も罰するといふようなことがございませうので、いままで以上にこういうものにつきまして検挙された者は実刑が重くなつてまいるといふことで、この拳銃の不法所持、密輸入に対するとおの警察のきびしい態度によつて、こういう点が減つてくるといふことがあると思つてございませう。と同時に、私もこの法律の運用といふことにつきましては、拳銃の捜査について不法所持につきましての捜査を一層強化をいたしまして、このような事犯を一掃するといふ努力をさらに続けていくといふことでなければ、罰則だけが強化されたといふだけで絶滅できるものだといふふうには考えておらないのでございませう。今後ともこういう面につきまして一層の努力を払っていききたい、かように考えているわけでございませう。

○細谷委員 罰則の強化と、それから警察当局の体制強化と両々相まってといふことでございませう。

ので、次に質問をいたしたいと思つたのですが、昨日社会労働委員会で港務労働法が通つたのでございませうが、四月六日のある新聞に、港務労働の問題、いわゆる銃砲刀剣等に関連して暴力団の犯罪問題といふのが非常に大きな問題になつておるわけでありませうが、その一つの温床といわれる興行関係については、せんだつて参考人等と呼んでお聞きしたのでございませうが、まず港務労働等に関連して少し突っ込んだ質問をしてみたいと思つたので。

四月六日の新聞によりまして、「港務暴力の追放戦線に乱れ」といふことが書いてございませう。そして「運輸、労働省が揺る」といふことが書いてございませう。さらに記事を読んでみますと、警察庁当局はこういうふうに見ておられます。関係広文捜査二課長は、「警察が乗り出す以前の運輸、労働行政に欠陥はないだろうか、こういうふうにお聞きなれませんか、この新聞に書いたとお聞きなれませんか、お尋ねしたいと思つたので。

○関根説明員 新聞の記事に、私の名前で談話が載つておることにつきましては、それ以前に新聞社の取材に対しては、いろいろこの問題について発言をしたことがございませう。それで新聞の字句は、取材した人の感じで、私が言つた一字一句をそのまま伝えたものではございませう。この機会に私のほうでそのときに申し上げました趣旨を御説明しておきたいと思つたのでございませう。

港務労働に關して暴力団が介入しておる。その点に対しましても取り締まりを強化し、暴力事犯の根絶を期していかなければならぬといふことは重々考えております。そのやり方として、警察として現在やつておりますことは、港務に關する暴力団の犯罪を、刑罰として警察が追及してあげることが私どもの仕事であります。ところが現在までやつております検挙の状況は、たとえばいわゆる手配師が労働者に対していろいろと暴行、傷害を与えるとか、あるいはそういう人が募集の仕

事に関して暴力なわ張り料といふようなことで、他の募集の仕事をしておる人たちに對して恐喝をするといふような事件とか、あるいは暴力団員が労働者相手にけんか、ゆすり、たかりなどを行なつておる、あるいは賭博を行なつておる、こういう事犯を検挙していくのが私どもの仕事で、この面については努力しておりますが、しかしながら、港務の労働といふ全般の問題につきましては、いろいろ複雑な問題が多いように聞いておる。したがつて、そういう警察以外の問題についても、暴力追放といふことで一諸になつて考えていくべき問題があるのじやなからうかといふようなことを申し上げておるのでございませう。そのことがいま記事として読まれたような文句に省略されておるといふふうにお考えいただきたいと思つたのであります。

○細谷委員 少し控え目なおことばでございませうが、欠陥があるんじゃないかといふお考えのようでありませうが、次にお尋ねしたいのは、この新聞に書いてあることでは、「労働省は」と書いて、労働省の見解が書かれてあります。「港務荷役の労使が親分、子分のいまいましい慣行に支配されておるのは事実で、それを少しでも改善しよう」と今国会に港務労働法案を上げました。法律が成立すれば、悪質な賃金ピンハネは自然消滅するだらう。労働行政の中に警察が立ち入るのは好ましくない。こういうふうにお考えの側のお考えは書かれてございませう。

港務労働法案が昨日社労委員会を通つたのであります。労働行政に警察が立ち入るのはいささかよろしくないわけでありませうけれども、この労働法が成立すれば、こういう忌まわしいピンハネ、あるいは職安法違反といふような問題が阻止できるかどうか。これは新聞に書いてある労働省の見解であります。この席でお尋ねしたいと思つたので。

○遠藤説明員 現在六次港におきまして十万余りの港務労働者が働いておられますが、その中で日雇いといふ形で働いておる方たちが約半数程度占

めておりまして、その半数程度の日雇い労働者は、ただいま先生からお話のございましたように、いわゆる手配師といつたようなたぐひの人たちの手を通じて雇用されている人が、相当多数にのぼつております。そういう関係で、この手配師の手を通じて雇われておる人たちは、ピンハネとか、あるいは募集の際にいろいろな刑事事犯にひつかるような問題も多々あるように聞いております。そういう問題につきましては、今回の港務労働法が幸ひに成立いたしました事ならば、この港務労働法によりまして登録制度その他の施策を実施いたしますことによりまして、そういうやみ手配師の介在する余地はなくなるわけでございます。したがつて、ピンハネとか、そういう暴力が介入する余地はほとんどなくなるのではないかと私も考えておる次第であります。

○細谷委員 一昨々日ですか、運輸委員会と社会労働委員会の連合審査の際に石田労働大臣が、港務労働法の制定がされれば、同法をうまく適用してやみ手配師などの介在がなくなるようにする、こういうふうにお尋ねをいたしておるわけでございますが、次にお尋ねしたいのは、運輸省のほうにお尋ねしたいのでありますけれども、運輸省の談話としてはこういうことが出ております。「業者が運送事業法にさへ違反しなければ」といふ調子だ。「正業を得て立ち直ろうとする暴力団まで締め出すことはできない。荷役会社は暴力団扱いされたため、就職がきまつた者までこなくなつた」といふ話だ。これで労働者不足を招き、船内荷役がストップしたら経済界は打撃を受ける」といふふうにお尋ねをいたしておるわけでございますが、どういふふうにお尋ねをいたしておるのか、お尋ねしたいと思つたので。

○佐藤(肇)政府委員 その記事に出ましたことは、夜電話で向こうが私に質問したこと答えたわけでございますが、私も似たしたもので、

港灣運送事業法によって免許を与えてその業を監督してあるわけでございますけれども、現在のところ確かに港灣運送事業の中には組関係のものがあるわけでございますが、港灣運送事業法によって免許する場合には免許基準に該当してありますし、それからその後港灣運送事業法の違反を犯しているという事実はないわけでございます。

もう一つ、そのあとのほうのいろいろな問題が出てまいりましたのは、神戸港におきまして、船内荷役業者が、船主関係からあふれ補償金というものをもらっておりまして、このことが新聞に出たわけでございますが、それが暴力的に金を取っておるといふようなことが記載されておったわけでございますが、私も調べましたところによりますと、これは昭和三十七年の船込みのときに、船内荷役の労働者をどのように確保するかと、船主側から、港灣の荷役とものに波動性があるわけでございますから、労働者を確保するために確保料として、両者の話し合いで出したものである、それが現在も続いていることを聞いておったわけでございます。

ところがその後、たしか神戸新聞だと思いましたが、この新聞によりますと、現地の基準監督署長が言っておられるわけでございますが、このあふれ補償金なるものは確実に不労の労働者に払われているし、このことが新聞に暴力的に金が授受されたといふようなことが出たために、宮崎県でせつかく労働者に応募した者が、その記事のために契約を解除して来なくなったといふようなことが新聞に出ておったわけでありました。したがって、暴力といふことだけで、事実をよく確かめられないで書かれておるところがあるのではないかと。

それからこのこと自体は確かに港灣の運送事業といえますが、港灣荷役全般にわたりまして前近代的面があるから、こういうものを改善していかない限りにおいては、なかなか事実としての暴力といふものはつかめない点があると思うので、

われわれとしても港灣運送事業といふものの近代化をはかりたいと思っておりますので、もう少し待つてほしい、こういう趣旨で言ったと思っております。

○細谷委員 いまのもう少し待つてほしいというのは、港灣労働の正常化という意味においてもう少し待つてほしいということですか。

○佐藤(肇)政府委員 港灣労働法ができました場合には、労働省からお話がありましたような効果があるわけでございますが、それと港灣運送事業そのものも近代化されていくということが必要でございますので、そういうような両方の意味で申したわけでございます。

○細谷委員 いま関係官庁の、警察庁なり労働省なりあるいは運輸省の、新聞記事からの質問に対して、それぞれお答えをいただいたわけでありまして、これに対して、港灣労働問題の研究者である、ある人が「港灣荷役と興行は非常に似ている。どちらか口入れ稼業に近く、その対象が芸能人か労働者かという違いだけだ。荷役業者は下請けの利ザヤで肥えてきたのだ」と言ひまして、「主管官庁のナワ張り意識も指摘した。」こういうふうに書いてございます。

いま私がお聞きしたこと、あるいは新聞の記事から見ますと、この問題について警察当局と労働省とそれから運輸省との間に、港灣労働問題の研究者が指摘しておられるようないわゆるギャップといひますか、なわ張り争いといひますか、縦割りの行政の弊が出ておられるのではないかと、私はどうもこういう気がいたしますが保安の問題を直接担当しておる警察庁当局はどう見ておられるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○江口政府委員 御指摘でございますが、私たちがなわ張りといふのはないわけでございます。争うべきなわ張りといふのは警察は持つておりませんから、ちっともその点争うという気持ちにはございません。先ほど関係課長から申し上げたように、どういふ法律ができていようと、その法律によって自然に事態が動くわけではない。その法律

のとおり持つていくためにはいろいろな行政の指導なり、あるいは違反する者に対する制裁なりといふものがあるわけですね。それと、おののの主管官庁でやりになる場合に、その間に暴力的な犯行によってやりにくいといふようなことがかりにあらわれるとすれば、そういうものを排除するといふことは私たちの責務でございますから、あくまでも警察としては、そういう正当な行政の手助けをするという意味で、その点は用意をいたしております。

それから先ほどやはり関係課長から申しましたように、そういうことと離れて、港灣労働に關係する者の間に暴力だといふものがあれば、これは港灣荷役であるからどうか、ほかの職業であるからどうかという特別の考えではなくて、その個々の行為に着目した刑事上の取り締まりといふのは、当然警察の担当すべき部門として現にやっておりますことでもございまして、将来においてもそういうものがあれば、それは大いにやっております。

○細谷委員 たいへん恐縮であります。この記事の中には重要な問題点もありませんから、さらにお尋ねをしたいと思います。

労働省にお伺いしたいのでありますが、今度の港灣労働法の改正の中にもあるわけでありまして、ある港灣労働をやっておる業者がこういうことを言っておるのです。「港灣荷役に力を入れておるのは、なによりも赤化防止のためだ。労働組が強くなつて、ストライキが続発、港灣の機能がマヒした場合、基幹産業はいったいどうなる。そのとき、港を守れ」と号令できる実力者が必要なのだ。、こういう記事が出ております。これは民主政治の中でたいへん問題を含んでおりますが、これは人の語ったことではありませんから、ここでご審議をとかくはいたしません。が、こういう考えについて運輸省と労働省はどうお考えなのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○遠藤説明員 ただいま細谷先生からお話のございましたように、港灣労働法がここできると、

それによって港の労働者の組織化といひますか、組合の結成が促進されることによつて、これは外国で行なわれておりますような港灣のゼネストとか、そういうことにすぐつながつて港灣機能を麻痺させるおそれがある、こういうことを非常におそれたような発言をされた方があるといふことも聞いております。ただ、この港灣労働法ができるといふことにかかわらず、労働組合の結成が促進されていく、労働組合の組織化が進むといふことは、これは時代の趨勢でございます。私も当然の成り行きであらうかと思つております。これは港灣労働法ができなくても、現在すでにそういう組織化の方向に進んでまいつております。むしろこの港灣労働法ができることによつて、いままでのような前近代的な労働慣行が改善されることによつて、健全な労働組織ができるというところがむしろ好ましいことであらう、こういうふう

に考えるわけでありまして、企業側の側は、こういった労働組織に対抗するような、事業主側としての健全な労働慣行を育成するような立場で対処していただきたいといふことを、私も申し上げてきておるわけでございます。

○佐藤(肇)政府委員 運輸省で所管しておりますこの港灣運送事業は、輸送の一環としての行政でございます。これにつきましては、もちろんこの港灣運送事業は、労働者を多数使うわけでございますから、労働省の御協力を得て、港灣労働法その他の立法も必要でございますし、そのもとといふのは、やはり全体の産業の中で、港灣運送事業といふのが非常に前近代的だといふことから、内閣に港灣労働等対策審議会というものが設けられまして、昨年の三月三日にその答申をいただいたわけでございますが、その中にまず第一に港灣労働者の雇用を安定させるということが一点でございます。その次に港灣運送事業を近代化させるといふのが第二点、第三点としては、港灣の管理運営といふものをもつと合理化するといふ二点になつておるわけでございます。その趣旨に従ひまし

て、私どもは港湾運送事業というものを集約し、近代化していきたいということを考えておるわけでございます。そういう中において、労働の問題だけを特に取り上げて特殊なものとして見るわけではございませんので、いま労働省がお答えになつたと同じように、私どもは労働問題それ自体は全体の日本の近代化とともに進んでいって、ここだけが特殊のものであるとか、その近代化をやることによって労働者を押えるとかいうようなことは、全然考えておらぬわけでございます。

○細谷委員　これは当然なことと思いますが、次に運輸省にもお尋ねいたしたいのでありますけれども、当局はその雇用に問題点がある、あるいは職安法という観点から見ましても問題点があることとありますが、今度の港灣労働法では常用と日雇いということできちんといたしておるわけでありますけれども、現状についてひとつお尋ねしたいのであります。

私の聞いておる範囲では常用港灣勞務者、日雇
い港灣勞務者とありまして、その日雇いには優先
的に雇われる者とそれから指名あるいは顔つきと
言っておるそうでありますがそういうものと、そ
れから一般の勞務者、こういうのがあるそうであ
ります。これは職安の窓口を通じて雇用されるそ
うであります、新聞等にもございますが、門前
雇用というのが行なわれておることをお聞
きしておるのですが、そういう事実があるかどう
かお尋ねいたします。

○選藤説明員 先ほど申し上げましたように、六
大港におきまして港灣荷役に従事しておる労働者
約十万人程度だと思ひますが、そのうちの五万九
千くらいが常用労働者で、その他が日雇ひで処理
されておるわけであります。この日雇ひ労働者の
中には今度の港灣労働法で考えておりますような
登録制度に類似した制度が、事実上の制度として
従来行なわれておりまして、この日雇ひ港灣労働
者として現在職安に登録されております者が、六
大港で約二万一千あります。この二万一千のほか
に一般の日雇ひ労働者として港灣荷役作業に従事

しております者が相当数おります。こういった人たちが一部は職安の窓口を通じて職安の紹介によつて就労しておりますが、これは法的にもあるいは制度的にも職安の手を通じなければならぬという義務も規制もいたされておりませんので、したがつて、業者は自由に、いわゆる門前募集のような形で労働者を集めることが許されておるわけであります。したがひまして、そういう人たちの大部分が、先ほどからお話のございますようなやみ手配師の手を通じて雇われるというような事態もあるわけであります。今後港湾労働法ができますと、港湾運送事業に日雇いを雇い入れる場合には、必ず職安の窓口を通じてなければならぬことになっております。したがひまして、そういった門前募集、直接雇い入れというような事態は、非常に特殊の緊急の事態の場合にのみ許されることになるわけでございます。そういった関係で先ほど来申し上げておりますような、こういうやみ手配師の介在による暴力の介入といったような事態は、十分回避できると私も考えておるわけであります。

○細谷委員　現在、門前雇用というのが、十万のうちどのくらいございますか。

○遠藤説明員　正確な数は私どもでもまだつまびらかにいたしません。職安に登録されており、すいわゆる日雇いの港灣労働者、あるいはその他の一般の日雇いの労働者の中でも、業者からの直接募集によつて、雇入れられております者も相当数ございます。あるいは職安の窓口を通したという形で雇用されております者の中にも、いわゆる先ほどお話のありましたような指名直用とか、あるいは優先班とかいうような形で、一定期間継続的に雇用されるといふような形で雇用される者も相当数ございます。直接募集、いわゆる門前募集といふような形でやられております者は、正確にはわかりませんが、かなりの数にのぼるのではないかと考えております。

○細谷委員　かなりの数ということで、どの程度か具体的に数字をお聞きできなかったわけですね。

れども、問題は、今度の港灣労働法を金科玉条として御説明いただいておるようでありますけれども、きのうも衆議院の社労委員会で附帯決議がついたように、この港灣労働法はどういう理由か知りませんけれども、二カ年以内ということになっておるのですね。二カ年以内というのは、おそらくそういうむずかしい問題が介在している、あるいはもつとわがたが言いますと、この新聞に書いてあるように、主務官庁のなわ張り争い、こういうようなものが影響して二カ年以内ということになつたのではないかという気もするのでありますけれども、もつと早くこの港灣労働法を軌道に乗せるべきだ。軌道に乗せまうと、今度は安全に職安の窓口を通さなければならぬ。緊急の場合に窓口を通さぬ場合でも、すぐ届け出をしなければならぬ、こういうことが法律で規制されますから、そういうことになるわけでございますけれども、そういう点で問題は、やはりこの暴力団に關係があるのはどうも門前雇用、こういう職安の窓口を通じておらぬところに問題点があると私は思うのです。これは今度の法律で改めるといふことを労働大臣も答弁しておるのでありますから、社労委員会が附帯条件をつけたようでありますから、要は一日も早くこの港灣労働法を全面的に実施していく、こういうことが望ましいと思うのでございます。

次にお尋ねいたしたい点でございますけれども、この港湾運送事業法の第四条、五条、六条に、この運送事業に関する免許なりあるいは免許の申請、免許の基準、こういうものがございす。問題はこの事業法の四条、五条、六条の運営ということがきわめて重要な問題を持つておるのではないかと私は思います。この点がうまくいきませんと、港湾労働法ができたからといって、

○佐藤(筆)政府委員 港灣運送事業法のこの基準でございしますが、確かにこれの運用ということとは非常に大切なことでございます。現実を申し上げますと、非常に中小の業者が多いということではないかと思ひます。したがひまして、たとえばこの第六条にも書いてございますように、「事業を適確に遂行するに足る労働者及び施設」ということがございしますが、これにいたしましたも、一つの小さな業としてこれを適確に遂行するに足る労働者、施設というものも考えられるわけであります。これが大きくなればなるほどその量も大きくなりまして、したがつて港灣の稼働にもたえ得る、こういうことになりますと、必然的に常用の数が多くなる、こういうことで、事業そのものも安定するし、また労働者そのものも安定するし、処遇も改善されることになると思ひます。そういう趣旨が昨年三月三日に出されました港灣労働等対策審議会の答申にもあるわけであります。私どもはそういう趣旨に基づきまして極力集約化を進めることによって近代化をはかりたい、かように考えておるわけでございます。

○細谷委員 労働省にお尋ねいたしますが、荷役の場合に、門前雇用というような問題も含めて、特に私は船内荷役などに問題点があらうと思うのですが、人夫供給という形において職安法に違反するような問題はないのかどうかこれをお尋ねいたします。

○遠藤説明員　現在港湾荷役作業は下請という形で行なわれておりまして、この下請の契約が職業安定法に規定されておる労働者供給事業に該当するかどうかということが問題であらうかと思えます。現在の港湾運送事業で行なわれております請負契約による下請は、安定法の労働者供給事業には該当しないと考えております。

○細谷委員　該当しないから職安法違反ではない、こういうふうにおっしゃっておるわけですが、大体船内荷役の過半数は完全な人夫供給的な性格でやっている、こういうふうには聞いておるのです。どういう拡張解釈をなさったか知りま

六名以上とおのおのの以上かついておるわけでございしますが、こういうものがグループになりますので、監督をする者、また基幹労働者と申しますの

せられ、また業者の中に暴力団がおるかどうかという点、そういう業者の中における暴力団と見られる者が、ここにいう港灣暴力団の中に入るかどうか

○**関根説明員** 数字について直ちにそのとおりということは申し上げにくいと思いますが、兵庫県警の調べておりますところで、新聞で取材してお

○細谷委員　そういうことでこの問題の改正等には触れておらないのでありますけれども、私は新聞が言っているとおり、また取り締まり当局である

基準の問題と運用の問題にやはり問題があるんじゃないか。局長さんおっしゃる通りに、なるほど重要でありますけれども、何と云っても船内荷役がストップしたら経済界が打撃を受けるんだという運輸省当局の主たる役割、そういうものに力点が置かれて、最近よくありますように、あまりにも生産にばかり重点を置き過ぎるので事故が絶えないんだ、炭鉱の事故も多いし、化学災害もふえていくんだ、こういうことが言われておるとおり、運輸事業そのものにあまりに力点を置き過ぎたためにそういう問題の介入を許した、あるいはそういうものを清算することができなかった、こういうふうな考えざるを得ないのであります。そういう点について、この法律の規定ばかりじゃなくて、その運用上に反省すべき点があったんではないかという気がいたします。いまの局長さんのおことばですと、法律の改正は他の法令等にならうてやるので、改正する意思はないということでありまして、いずれにいたしまして、それでは運用上の問題として今日の事態はやはり問題点があるんじゃないか、こういうふうな気がいたします。港運運賃というものにあまりに力点を置き過ぎたために、暴力団の追放、あるいは保安という問題が軽視されてきたんじゃないか、こういう気がいたしますのでありますが、いかがですか。

○佐藤(港)政府委員 暴力団の問題は、港運もその一つでございますが、社会全体の病弊だと思えます。したがって、私どもは各省とも協力いたしまして、それがなくなることを望んでいるわけでございます。

私がその新聞に出ておりますようなことを申し上げましたのは、そういういま先生がおっしゃられたような趣旨ではなかったわけでございます。やはりこの社会的病弊がなくならぬ限りにおいて港運運送事業の健全な発達もないし、また輸送それ自体も将来行き詰まるということは十分警戒しなければならぬことであるわけでございます。ただ、いろいろと記者に聞かれた中に、あま

りにも一方的に暴力であるということを含めつけおったということ、もう一つは、私がその反証として、実は神戸の新聞には、基準監督署長が言っているわけでありまして、あふれ補償金として取られたものは確かに休んだときに労働者に払われておるし、それをあまり新聞が書き立てたために、宮崎県でせっかくきまった労働者の契約が破棄されたという事実があるから、そういうことは十分注意してほしい、そういう例もありません。いま先生がおっしゃられたように、輸送そのものをよくするといつてもその面だけではだめなんでありまして、やはり根本的にはそういう暴力、社会の病弊というものをなくするために、私ども各省と力を合わせてやっていきたい、かように思っておりますわけでございます。

警察庁からいただいたのでありますが、精神異常被疑者罪種別年次比較、こういう資料を見ても、大体において精神異常者の犯罪というものは年間五百六十件ぐらいのようでございますが、一方ほかの資料等を見ますと、大体刑法犯というのが三十七年度では五十七万七千におつて、その五割ぐらいの二万八千件ぐらいが精神障害者の犯罪だ、こういうふうな書かれてございます。

この間いただいたこの資料と、いま私が申し上げたような資料との関係を教えていただきたいと思っております。

○大津政府委員 先生お手持ちの資料につきまして、ちょっと私も自信がございませんが、私いまここに持っておりますもので申し上げますと、昭和三十八年の資料でございますが、六十万六千幾らという刑法犯の被疑者がございまして、そのうち精神障害者が四千二百七十五、〇・七％、こういうことでございまして。そのうちでも凶悪犯、殺人、強盗、放火、強姦、こういうものが一万五千十二名で、そのうち精神障害者が五百四十五名で三・六％、それから暴行、傷害、脅迫、恐喝等の粗暴犯、これが十四万四千七十三名で、そのうち精神障害者が九百八で〇・六％、その他窃盗、詐欺、横領、ずつとございまして、トータルは先ほど申し上げましたように六十万幾らのうちの四千二百で〇・七％が精神障害者である、こういう資料を持っておりますのでございまして。

○細谷委員 この精神障害者の犯罪というもののについては、昨年の三月下旬のライシャワー大使に對する事件の問題、あるいはことしの二月に起こりました名古屋の事件、その他銃砲刀剣等に関連いたしまして世間を騒がしたような問題が起っております。これに對して警察庁としてはどういう対策で臨んでいらっしゃるのか、お尋ねします。

○大津政府委員 昨年三月、ライシャワー大使事件があり、さらにことしの二月十五日に名古屋で西村貞助という者が、銃銃を発砲いたしました殺人が行なわれた、こういうような事件もございま

す。前者につきましては、すでにその後、精神障害者対策として警察でもいろいろやっていたかなければならないということで、私ども、厚生省のほうに、精神障害者対策の一環といたしまして、精神障害者が野放しにならないように、これの收容を大いにやってもらいたい、そういう意味での対策、それから警察が発見いたしました精神障害者の通報をいたした場合に、その收容受理の体制を敏速にいたいただくということ、それからもう一つは、精神衛生法の改正をお願いするということでございます。精神衛生法の改正につきましては警察から要望した事項もございまして、精神衛生審議会でもいろいろ検討いたしました結果、必要な事項を法案としてまとめて、この国会に厚生省から提案になっておるといふことでございまして。私どももいたしましては、精神障害者によるところの犯罪というものが、精神障害であるがためにあるいは無罪になる、あるいは刑の減免があるということですが、やはりこういう人たちの医療保護というものを十分やっていたかなければならぬ。同時に、そういう精神障害者によるところの治安の問題というものを十分考慮していただけるような対策をとらなければならぬという意味で、医師の通報制とかいうようなこともお願いしておたわけでございます。これにつきましては今度の法案におきまして別段取り上げておられませんが、警察官につきましては、いままでの精神衛生法におきまして、警職法の第三条で保護をした場合に限って通報するというところでございまして、今度の改正案ではもっと広く、職務中取り扱って、そういう者がわかった場合においては、積極的に通報するということになることで、医療保護の線にこれをのせていく、そうして野放し状態がなくなることによって、ひいては治安の面にもプラスになる、こういうたてまえで進めたいということを考えてきておるわけでございます。

また、第二番目の名古屋の西村貞助の事件に関連いたしましては、銃刀法の許可を得ました猟銃

非常な問題だということでも考えましたが、ただいまも保安局長が申し上げましたとおり、正規に持たせるという場合に、その条件として精神的な欠陥がないということを証明する医者の診断書でも

出させれば一番はつきりするがということで、いろいろ議論を尽くしましたが、これはいまの医者の通報義務よりもっと現実的にむずかしいのじゃないかろうかということになったわけであります。というのは、本人がお医者、私は銃銃を持てたいが、精神病者でないという診断書を書いてくれということで行くわけではございませんが、その場合に、そうでなかった場合はこれは問題ない。おまえは精神上何らの欠陥がないという診断書を書くのはこれは問題ないと思いますが、おまえさんはどうも頭がおかしいから——銃銃云々ということは別としても、少しおかしいぞという診断書を本人に渡すということは、これはできないのじゃないかろうかということで、どうもお医者さん、どうかというのを証明させることは、いまの段階じゃむずかしい。したがって、私たちの努力で、いままでも以上に身元調査なり従来の性向なり経歴なりを、より以上に調べ上げることによって、その欠格条件に該当するかどうかということをして、こちらのほうがやはりいままでも以上の努力をして排除していく以外はないかろうかということで、この問題については特に正規な許可をする場合に、念を入れて調べようという方針をとっておるわけでございます。

○細谷委員 銃砲刀剣を持つ場合に、第四条の一号によりまして、たとえば狩猟をやる場合、これは五條の基準によりまして都道府県公安委員会が許可をするわけですが、その基準として、「精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は心神耗弱者」、それから第六号に、「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者」、それから第三項に同居の親族等の問題が掲げられています。これは念には念を入れてという長官のお答えでございますけれども、専門医の鑑定とかあるいは診断とか、そういうものをおやりになるという意味の念には念を入れてという意味でございますか。

○江口政府委員 二号の「精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は心神耗弱者」というものにつきて、申請の際に医者の診断を必要条件とするに、先ほど申し上げたようにできないかろうかと考えますが、どうもおかしいというふうなものを、過去の経歴をたぐっていきまされる場合に、あれは精神病であったということがはつきりする場合もありましようし、また麻薬以下の云々ということにかかるといことが、警察の努力でわかるというふうなことでやっていくということでございます。

○細谷委員 念には念を入れてというのは、警察の努力という、まあある意味ではきわめて抽象的なお答えしか得られないのでありますが、先ほど申し上げたように精神衛生法の改正が行なわれても、この問題についての十全な対策は講じられておらぬ。しかもやはり精神異常者というのは、非常に生活の環境、生活苦、そういう問題から起こる可能性があつて、いまの情勢では減るといふ条件はないと私は思うのです。そういう中において、念には念を入れていくということだけで所期の目的が達成できるかどうかということについて、私はかなりの疑問も持っております。通報業務というのが、やはり実現しなかつた。そういうことであるならば、もっと具体的に、精神衛生法の問題に関連して、警察当局としてこういう問題に關してとるべき具体的な措置を講ずべきでなかつたかという気がいたします。

そこで、さらに御質問をいたしたいわけでございますけれども、この事故の表を見ますと、やはり空気銃とかそれから狩猟というのが相当事故が多いのです。しかも名古屋の事件などというのは、最近はずっとによる傷害事件、殺人事件というよりもむしろ散弾による、銃銃をぶつ放すということが非常に多くなっているということは、この統計にもあらわれております。

ところが、銃砲刀剣の問題は別として、狩猟の免許をもらえば、これはもう銃砲を買うことはでき

きるわけですね。いま言った、念には念を入れたその基準をパスすれば、やれるわけですね。ところが、この狩猟の免許というのは、おそらくきわめて簡単にもらえるのでしよう。何か講習か何か受ければもらえるのだそうですが、そうじゃないですか。

○大津政府委員 狩猟法におきましては免許を得ました場合に講習会が行なわれるということは御指摘のとおりでございます。なお狩猟法の中におきまして「未成年者、白痴者又は癡癡者ハ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ス」という規定がございます。精神障害者に対しては狩猟免許は与えないという規定もございまして、この面で狩猟免許をする場合にチェックをしていくということができる規定になつておるわけでありまして。

○細谷委員 その辺もきわめて簡単だと思つて、そこへもつてきて、銃砲があつたつて火薬とかそういうものがなければいけませんけれども、火薬といふのがまたきわめて簡単なんです。ですから何のことはありませんが、銃銃を手に入れるというのは、これは新聞等に書いてありますけれども、西村といふ名古屋の事件にいたしましても、きわめて簡単に銃銃を手に入れることができる。それが火薬になると野方図、野放しという観があるのです。火薬類取締法という法律を見ますと、いとも簡単に火薬が一定量手に入る、こういうことになつております。その一定量も、普通の場合だと、おそらく一年間では使い切れないういふ火薬が、いとも簡単に入つてまいります。こういうところの問題点がある。これは通産省の所管だろつと思つて、こういう問題について警察当局としてはどういう対策を講じたのか、私が言うように、やはり警察当局と通産省のこういう問題についての縦割行政の弊というものも出てきているのではないかと気がいたします。

○大津政府委員 いま狩猟法の免許を受けた者が火薬を入手することができるということでございますが、その火薬の入手につきまして火薬類取締

法による一定量以下であれば、そういう免許を持つておる者は五キロ以下ですか、何かそういうふうなことがございまして買えるというふうなことがございまして、そういうことで先般の西村事件の際も、火薬をダンボール箱に詰め込んで列車の中に置いたというふうなことがございまして、そういう火薬の入手状況では困るということを私も考えておるわけでございます。したがって、火薬類取締法の関係につきまして通産省にもその点を要望いたしまして、一定量以下ということでございますが、その数量をひとつ検討して

もらふ必要があると思つて、それから買った場合においては、それが記録をされるというふうなことに、狩猟免許証の裏にでもそういうものを書いてもらつておるとか、そういうことを農林省とか通産省に申し入れて、やはり火薬の入手をもつと厳格に把握することができるようになるということでもしていかねばならぬ。いままでも火薬類取締法と銃砲刀剣取締法の関係が別々になつておるといふ点に問題があるの、これをどうするかというところはございまして、それは法律が現在二つに分けてやつていて、たてまえになつておりますので、これを改正しない限りでは、いま申しましたやうなことを通産、農林のほうにも相談を持ちかけまして、もっと厳密にやつていくような方途を講じていきたい、かように考えております。

○細谷委員 講じていきたいということでありまして、これはライシャワー事件、あるいは西村事件等——西村といふのは本年の二月でございまして、もうすでにこの銃砲刀剣等の改正案は警察当局でできておつたのだ、間に合わなかつたのだ、こういうことももしませんけれども、これは政令にゆだねられておるのでしよう。たとえば狩猟用の火薬なんということになると免許証を持つていきますと、五キロですが、火薬五キロ、それから雷管が二千個です。専門家の話を聞きますと、大体一狩猟期に二百発くらいしか使わぬだろ

う。ところが火薬を五キロ、免許証を持っていけばAの店で五キロ、Bの店で五キロ、Cの店で五キロ、これで十五キロ買えるわけです。一狩猟期間に使えようもないような量が入ってくる。西村事件にしても、これは汽車の中で爆発しなかったからよかったのですけれども、そういう危険予前の問題がある。そういうものの入手が簡単でありますから、銃を持つておるのがやはりそのとおり効用を発揮してくる、銃としての効用を発揮してくる。銃を持つてみたって火薬がなければいいのですから、その辺の問題があつて、そういう点について通産省当局なり農林省当局とも打ち合わせをするということですが、打ち合わせなさつて、今度のこういう法律ができたならば、直ちにそういう政令を改正するたてまえで、もっと厳重に火薬なり雷管なりの入手規制をしていくということ、警察当局として積極的に折衝する御意思があるのか、いままですつてきたのか。

○大津府委員 たいだいま御指摘のような点につきましましては、まあ法律が通つてからということになしに、農林、通産のほうに、法律が成立した後におきましてはこういう方針でやりたいということをおきまからでも申し入れていきたい、このような考えを持っております。

○細谷委員 私は、いまからでもというのがやはり消極的だと思うのです。そういうような問題点があるわけですから、もういままでもこの法律を出すと一緒に、こういう点の問題があるから交渉してきたのだ、いまからそういう交渉をするというのではなくて、交渉してきたんだ、大体こういうところまで農林省なり通産省との話し合いができていたという言明を私はお聞きしたかった。いまから交渉するなというの、これは全くなわ張り根性を警察当局御自身がお持ちだという感を強くいたしますが、これはいかがですか。

○大津府委員 私自身はまだ行つておりませんけれども、下のほうでは話を出しておりますが、話し合いをしておるといふことでございますが、私自身もこの問題で農林、通産のほうへまいりま

して話し合いを促進するようにいたしたい、かように考えております。御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思ひます。

○細谷委員 終わります。

○中馬委員長 華山親義君。

○華山委員 警察当局に伺ひますが、よく右翼団体ということばと暴力団ということばがあります。これは大体共通したもののようには私たちが印象を受けがちでございますけれども、どんなふうにかえられますか。右翼団体というものであつても暴力団ではない、そんなふうな場合もあるうかと思ひますが、どんなものでしょうか。

○江口府委員 多少両方混合しておる分がありますけれども、別個の概念であります。

○華山委員 大体これはつき合ひは多いものですか。

○江口府委員 大体の数というか、大勢から言へば、つき合ひといふものは、ほとんど大部分が関係のないものと考えます。

○華山委員 きょう公安委員長がおいでにならないうで、たいへん残念なのでございませうけれども、せつかく暴力団といふものについて陳情をお始めになつたわけでございますけれども、過去におきまして、警察におきましては、あるときには強め、あるときには弱め、そういうふうな段階があつたわけでございます。しかし暴力団の因襲といひますか、そういうものが非常に根深いものであつて、ちつとやそつとではなかなか根絶やしにするということはできないと思ひます。それにつきましまして、私はいろいろな話を聞きます。政治との関連におきまして、右翼、あるいは暴力団、こういうふうな話をいろいろ聞きますが、私は信じたくないものでございませうけれども、これらの政治的な問題を越えて、警察当局は断固として将来まで続けていかれる御決心ですか。その御決意のほどを伺ひたいと思ひます。

○江口府委員 おつしやるとおり、断固として続けていくつもりでございます。

○華山委員 その点につきまして、一昨日私は参

考人の方にもお話を聞きました。参考人の方は非常に遺憾しがちにおつしやつておるようでございましてけれども、いろいろな話が私たちの耳に入る。したがつて、この取り締まりが長く続くものであるかどうか、そういうことにつきまして多少不安を持つておられるようでございませう。そういうふうな面につきまして、もしも一たんこれがゆるむというふうなことがありますと、せつかく協力してくれている芸能界だつて、あるいはいろいろな面に反動的な迷惑を及ぼす場合もあるわけでありませう。こういう面につきまして、たいだいま長官がおつしやいましたが、これは長官がおかわりになりまして、警視總監がおかわりになりまして、警察の長い伝統として、断固としておやりになりますか、ひとつもう一ぺん伺つておきたいと思ひます。

○江口府委員 警察といふものは、そうあるべきものだと思ひますので、何十年、何百年先のことを私が約束するわけにいきませうけれども、とにかく、そういう断固たる方針で意思を継続していくものだと思ひます。

○華山委員 そうあつていただきたいと思ひます。暴力団の介入といふものを排除される御意思でいろいろ法律等もおつくりになつたそうでありませうが、そのほかに労働界におきまして、暴力団の介入しておるものがございます。どうか警察のほうではどういふふうにお考えになつておりますか。

○関係説明員 興行、それから港湾というふうな、非常に関心の持たれる問題について、ただいまあらゆる面から取り上げられてきておりますが、私どもが対象としております暴力団の根絶のためには、その行為がたとえ被害届けといふことと警察の面に積極的に出てくる場合と、それからたまたま抑せられました労働とかあらゆる企業の中で、暴力行為が潜在化しておる場合も多いと思ひます。そういうふうな形で企業を仮装した中に暴力が隠されておるといふ問題につきまして

も、潜在化しておる犯罪形態をさがし出してそれを摘発するといふことで、将来あらゆる面から暴力犯罪といふものをなくしていきたい、こういうことである努力しております。抽象的でありませうが、そういうあらゆる企業面にひそむ潜在暴力にたいした努力しておる、こういうことでございませう。

○華山委員 努力しておられるというお話でございますが、御経緯としてはどういふ方面にございましてか、お伺ひしたい。

○関係説明員 暴力団の資金源という面では、合法資金源、不法資金源といふものがありますが、興行にまつわる不法行為、港湾労働にまつわる不法行為といふものが現在主として問題になつております。私どもが把握しております暴力団の構成員には、片方ではいろいろな職業を持つておる。その職業には土木建築業、風俗営業、それから飲食店、旅館、金融、不動産取り扱ひ業、そういうものがかなりの数あげられております。その他いろいろなものがあります。そういう業態を見ながら、片方においては、たとえば金融業の看板を掲げておりながら、債権取り立てという名目で恐喝事件を行なうとか、風俗営業の面を持ちながら片方ではパチンコのなわ張りをめぐるの犯罪を起すといふ形態が種々ございませう。

○華山委員 私のくには出かせぎ者が非常に多い、季節労働者が多いのでございまして、飯場で働いております。工場内で働いておる人たちにはそういう様子も見えないと思ひますけれども、私は十数カ所のいわゆる土木飯場といふものの実態を回つて見ました。これは労働行政の及ばない、まことに非人道的な問題が多いのでございませうが、私は確証を握つておるわけではございませうが、何らかそこに暴力団的なにおいがする、そういうふうな気持がいたします。警察のほうでは、いわゆる工事現場、工事の飯場、しかも末端的な飯場、そういうところにそういうふうな暴力団といひますか、暴力といひますか、そういうものがひそんでおるといふふうにはお感じにならな

いのでございましょうか。

○関根説明員 仰せられるとおり、現にそういうふうな形で犯罪が行なわれておりますものを検挙した事例もございまして、したがって、主として土木建築関係の労働の末端におきましては、特に暴力団関係者がそういうふうな業態を営む場合、に起りやすい現に潜在化しておるものもあるのかということ、そういう関係についても十分目を配っております。

○華山委員 手配師ということばがございまして、これは一般的なことばなんでございまして、けれども、手配師というものは暴力とは、大体においてつながるものでございまして、

○関根説明員 いわゆる手配師というものは、私も検挙したと申しますが、かねて取り扱った事例から申しますと、大阪の西成地区における労働者と手配師の関係という点がございまして、また現に検挙しております事例から見ますと、暴力団員がいわゆる手配師——労働者を集めて、ある労働を需要しておる業者にこれを世話をする。その世話する人が暴力団構成員であつて、自分が確保した労働者がほかへ散らないように、相当傷害、あるいは暴行を加えて、これを確保しておるという面における労働者に対する犯罪、それから一般のいわゆる手配師が、人集めをするために、ある地域でこれを行なつておる、この地域は自分のなわ張りだから、この地域でやるということ、これはけしからぬ、相應のたばこ銭を出せという事で、暴力団が、そういういわゆる手配師に対して恐喝をした、こういうふうな事例もございまして、手配師というものがあつては犯罪を犯し、あるいは犯罪の被害者となるというふうなことがあつて、現在いろいろな面で暴力団犯罪取り締まりの対象にはなつておるわけにございまして、一がい手配師が悪いというふうにはいえないのじゃないかと思ひます。

○華山委員 労働大臣に対して、出かせぎ者の働いておる飯場の状態をいろいろ申し上げました。その際に労働大臣は、こういうことを言われ

た。現在の建設業界というものは、労働の事情といたしましてはまことに前近代的なことであつて、三段、四段の末端の下請がやつてゐる状態、今度港務労働について、労働省は、これを正し、形、秩序ある形にしたいと思つてゐる、これに続いて建設業界についてもそういうふうにした、こういうふうな述べられましたが、労働省のおいでの方にお伺ひいたしますが、そういうふうなお考えで事務当局もいらつしやいますか。

○遠藤説明員 出かせぎ労働者につきましては、その大部分が建設業、いわゆる土建の飯場で働いておる人たちが多くございまして、その数は、正確には私もまだ実態を把握できていない状態にございまして、大体五十万とも、あるいは六十万ともいわれております。残念ながら、そのうち正常な就労の経路をたどつておられますもの、いわゆる安定所の窓口を通つて就職いたしておりますものは十八万程度でございまして、したがって、その他の大部分は縁故でございまして、あるいは先生おっしゃるようなやみ手配の経路をたどつて就労いたしておるものでございまして、そういうことのために就労の実態が、非常に労働条件が悪いとか、あるいはいろいろな犯罪につながるような事態もあつて存じております。こ

ういった事態に對しましては、港務労働につきまして、港務労働法を制定いたしまして、労働の近代化をはかつていくというふうな考え方と同じように、土建の現場の作業に従事いたしております労働者につきましても、いわゆる日雇いと、臨時工とか、こういう形ではなくて、他の産業の工場、事業場等に働いておられます常用労働者と同じように、通年雇用というふうな形で労働の正常化をしていただくように呼びかけておる次第であります。ただ出かせぎ労働者の中で、そういう通年雇用の対象になり得る人々と、それからいわゆる農閑期だけを利用して出かせぎに出てまいります者、そういう通年化の対象にならない者もございまして、通年化の対象にならないような人たちに對しましては、できるだけこういう安定

所を通じて就労いたしますように就労ルートの正常化をはかつていきたい、こういうふうな努力を続けてまいりつゝであります。

○華山委員 雇用の関係もそうでございますけれども、現在の建築現場の飯場の状態、そういうことにつきましては、改善の手を伸ばされるというおつもりはございませんか。

○遠藤説明員 労働条件の問題につきましては、実は所管外でございまして、いわゆる賃金不払いでございまして、あるいは強制労働にわたるような実態もあるような話も聞いておりますが、こゝういった点につきましては、安定機関といたしましては、関係の労働基準監督署でございまして、あるいは警察当局に御連絡いたしまして、そういう実態の改善をはかつてまいりたい、かやうに考えておるわけでありまして。

○華山委員 あなたは、飯場というものをこらんになったかどうか存じませんが、飯場の状態といふものは惨憺たるものです。非人道的と言つていい。いまここで私言ふのもどうかと思ひますけれども、私の見たある飯場では、便所には紙を捨てちやいけないのだ。それは紙を捨てるべく取りが多くなるから、したがって、便をふいた紙といふものは外に積んでおくのです。大体一畳に一人住んでゐる。そういうところがあるのです。それからひとひのになつて、手配師だか棒がしんだかんだか私知りませんが、それが下の部屋に奥さんだか女の人と一緒に住んでゐる。そこにはりっぱな家具道具をそろえてゐる。二階には、いなかの子供や奥さんを置いてきたところの人々が、まるでひどいふとんに、一人一畳にもならないような部屋に寝てゐる。押し入れなんかない。針金を張つてそこにすべてのものをぶら下げている。ある飯場では——私、見たのであります。金の出し入れはしてありませんけれども、私のたずねていつた出かせぎ者はおきませんでしたが、そこには棒がしらの連中がおつてばかり打つてゐる。金の出入りは見ませんから、あれはばかりぢやなくて、ただ花札で

遊んでいたのかもしれませんけれども、あの連中が花札をやつていたら、ばくちだと思ふのが常識だと思ふ。こういう状態なんです。こういうふうな労働の現場というものを、ほつておいていいのかどうか。そこにはおのずから暴力もあるのじゃないか、そういうふうには私は思ふのであつて、労働省があつては飯場の現状というものをきれいにする、労働条件のみならず生活環境、そういうものをきれいにするお気持ちがないのか、したがつて、そこには暴力等の入る余地がなくなるようになさるおつもりがないのかどうか、そういうことを伺ひたいと思ふのです。

○遠藤説明員 もちろんこういう前近代的な労働環境というものを改善してまいりますのは、私も労働行政の責任でございまして、労働基準法なり職業安定法なり、こゝういった法律規則を厳重に執行させるようにいたしまして、そういう事態をなくするように努力してまいりたいと考えております。

○華山委員 このたび暴力を排除するような暴力団の介入を排除するような意味から、港務労働について出されたような規定を、建築現場、建築業界にも適用されるような御研究をなさる意思はございせんか。

○遠藤説明員 建設業につきましては、先ほど申し上げましたようにそのほとんど大部分が有期雇用、臨時雇用でございまして、こゝういったものにつきまして、工事の通年化に伴う雇用の恒常化ということをやまず業界に働きかけて、これをぜひ実現してまいりたいということ、いま積極的に努力いたしておる最中でございます。

○華山委員 あなたは労働省の立場からそういうふうには言われませんが、通年化ができれば問題は無いのです。通年化ができれば問題は無いのです。いまここで私はそういうことを経済論から言うわけではありませんけれども、出かせぎ者というのは、農業だけでは食つていけない、しかし農業をやらなければいけない。住宅が東京にはない。からだかひまなときに東京に出てきて働く。これが

実態でしょう。あなたが通年化、通年化と言われるのは、そういう出かせぎ者を雇うな、こういうことでございますか。

○遠藤説明員 出かせぎ労働者で通年化の対象にならない人ももちろんございますので、そういう方々に対しましては正常な就労ルートをたどって就労していただく。現在はそういうところで働いているか、実態をさつかめなような状態でございまして、私どももいたしましては、まずそういう人たちの実態を把握いたしまして、非常に非人道的だとおっしゃるようなそういう実態をなくするためのいろいろな措置をとってまいりたいというところで、農林省ともいろいろ御相談いたしまして、まず出かせぎ者の供給地の実態の把握、それから就労先の現場の実態把握につとめてまいって、今年度いろいろ施策を立ててまいりたいと思っております。

○華山委員 今年度本格的に御調査をなさいますか、伺いたい。

○遠藤説明員 今年度、主として千名以上出かせぎ者の出ておられるような地域を指定いたしまして、その地域を中心にして出かせぎ者の実態把握をいたし、同時に就労先のそういった現場のいろいろな事実、実態を十分検討いたしたい、こういうふうな考えて、現在準備を進めておる次第でございます。

○華山委員 私は、暴力団の問題からこういう問題に入ってきたのでございますけれども、いわゆる暴力的な問題も聞きます。われわれがそこになぜいっていきまうと、十何力所たずねていきましたけれども、相当脅迫されますよ。あの姿からいって、私は暴力団だと思ふ。場合によりまうと、賃金の支払いが行なわれない。こういう状態でございまして、その点は別にいたしまして、労働基準法違反は多い。私は勇敢に、労働者の名簿を出してもらった。労働者の名簿には、山形県何々、山形県何々として、賃金を幾ら払ったとみな書いてあります。それを見ると、一見正しいよ

うである。しかし、そのあとに、住所が浅草の山谷ですか、あそここの住所を書いているのが十人ぐらゐり並んでいる。それで、そこに来て連中に、このグループの中に一緒にこの飯場で親方に使われている者がいるのかと聞きますと、おらないと言ふ。これは、明確に帳面をばかして、賃金をそれだけ多くもらって、そして山谷の分だけは自分のポケットに入れているということなんです。われわれがちょっと行って見ただけでもそういう実態なんだが、労働基準局が一生懸命にやつたらば、私は幾らでも見つかると思うのです。そういうふうなことで、ああいう連中は私は暴力団だと思ふのです。それでなければあんなことが出来るはずはない。それは大きい暴力団の人であるか、小さなグループの暴力団であるか、私にはわかりませんが、そういう実態がある。肅清していただきたいと思うのでございます。

それから建設省の方においてなつていただいておりますが、建設省はいまのような建設業界の状態でいいのかどうか、もつと近代的な業態にならなくちゃいけないと思うのですが、どうお考えになつておりますか。

○高橋説明員 お答えいたします。

建設業界といつたしまして現在最大の問題は、中小企業に工事をいかに回すかという問題と、労働者不足をどのようにして改善するかという問題と、ございまして、このことはたいへん長期的に考えなければならぬ問題であります。建設業者の団体としては、どうしても労働条件の改善をはかる必要がある。いわば労働条件の改善をはかることによつて労働者の建設業に参加する意欲を促進するという考え方でありまして、はつきり具体的にいまだどういふ対策があるかというところは申せませんが、労働者の労働条件の改善のために各種の努力をしている次第でございます。

たとへば労働者の労働条件の改善をはかるために飯場の施設を改善するとか、あるいは休日確保するとか、夜間労働をなるべくしないようにするとか、種々の方法を考へておりますので、長期的に考へてやつていきたいというふうに考へております。

○華山委員 それはいいことなんですけれども、現実には私の見回つたところでは、第一次的な契約をした建設業者が人を雇つてやつておるといふようなことはまずほとんどない。これが第二次になる第三次になる、第四次になる。第四次になつてくると、仕事はしていない。ただ人集めなんです。飯場をつくつて自分のところにとめておくだけなんです。それだけのことで、これは下請といふのかどうかかわからない。人入れ稼業なんです。これが実態なんです。港労働者もそうだと思いますけれども、そういうふうなことで、私は日本の労働界の盲点、恥部だと思ふ。あんなことは、文明国家として、文化国家として許さるべき状態ではないと思ふ。どうしてもあの実態を直してもらいたい。

それから一つお願いいたしますが、第三次、第四次になつてくると賃金の不払いが多い。賃金を払わないでどこかへ逃げてしまつてゐる。出かせぎ労働者が帰る日まで払わない。出かせぎ労働者は切符を買つてしまふ。西郷さんの銅像の下まで持つていくから待つていろといつておいて、実は来はしない。やむを得ず帰つてしまふ。そのしりがわれわれのところに来て、何とかとつてくれというこゝになつてくる。根本的には安定所を通さないからいけないといわれればそれまでの話だけれども、安定所を通さないからといって出かせぎ労働者に責任を負ふすといふことでは私はやっぱりな國家じゃないと思ふ。働いた者には当然賃金はいかなければいけない。それで私は労働災害については、下請業者が責任を遂行しない場合でも、元請業者がこれをやらなければいけないというこゝに労働基準法ではなつてゐると思ひます。それでございませうか。

○遠藤説明員 さようでございます。

○華山委員 そうだとすれば、労働賃金を下請業者が支払わなかつた場合には、一番初めの元請業者が支払う、こういうふうな法律の改正はできませんか。そうでもしなければ肅清されません。

○遠藤説明員 賃金不払いの事例もかなり多いように聞いておりますので、先ほど私申し落としたが、出かせぎ労働者の就労地域に出かせぎの相談所を設置いたしまして、そういった賃金の支払いを受けないまま国元へ帰るようなことがないように、できるだけこういう事例を事前に御相談をしながら賃金不払いを防止してまいりたいと思ひておりますが、先生おっしゃいましたような下請業者が賃金を支払わなかつた場合に元請業者に責任を負わせるということにつきましては、法律的にも経済的にも問題が多いと思ひます。先般大臣もこういつた問題につきましては十分検討いたして申しておりますように、関係の向きと御相談いたしまして十分検討いたしてまいりたい、こういうふうな考へております。

○中馬委員長 ちょっと華山先生、五分ほどお待ちください。

実はいまの問題なんです、実際にしからぬ問題があるのです。国鉄の新幹線の建設を請け負つた大手業者ですが、もちろんその下請が金を払わないのです。そこで、何回言つても払わぬから、しよがないので、国鉄のほうからその建設業者に対して向こう一カ年おまえのところは指定しないといふことを言つたら、やつと払つたのですよ。これなんか実にしからぬと思ふのだ。たとえば、いま華山さんがおっしゃるやうに、ある程度強力に、下請業者の不払いは元請業者の責任であるといふやうに何か法的規制を考へなければいけませんよ。強くひとつあなたのほうでも、ぼくらのほうでも考へますが、お願いいたします。

○華山委員 私は、そういうことによつて大企業者、あるいは中小企業者でも、堅実な企業者は下請を選ぶことに気をつけると思ふのです。この下請業者はあぶないなと思ふなら下請をさせないと思ふのです。そういうことによつて建設業界全般が労働事情がよくなつてくるんじゃないか、こういうふうな考へるわけでございます。

そこで、私は法律をどうしてもつくってもらいたいと思うのですが、法律がもしもなかなかできない、そういうふうな場合がございましたらば、私は建設省のほうにお願いしたいのでございますけれども、国の事業だと、まず国の事業について企業者と請負契約をする、その請負契約の条項の中に、下請業者が賃金を支払わなかった場合にはおまえが払うんだというを入れたもらいたい。そして、そういう条項によって請け負うのはいまだという下請業者はやつてもらわなかつたていい、そういうふうになれば、その元請業者も損害があつちやないへんだから、下請業者だつて選ぶだろうと思うのです。そういうことを、私労働大臣に申しましたところが、労働大臣は非常におもしろい考え方だから、ひとつ建設省のほうとも相談してみよう、こう言っておられた。幸いきょうは両方の省から出ておいでになるので、十分協議してそういう方針で考えを願いたい。そういうことによつて、国がやることによつて地方もやるでしょう。また、建設省の指示によつていろいろな公園、そういうところもそういうふうな方向にいくだろうと思うのです。指導していただきたい。そうすれば、信用のできない、先ほど私が言ったような妙な飯場をつくるような下請業者、そういうものはだんだん淘汰されるんじゃないか。こういうことは、建設労働界から悪いものを除く、暴力的なものを除く、そういう意味でも私は有効な方法ではないかと思うので、阿省において十分に御研究を願いたいと思うのでございますが、この点につきましては労働大臣はやりやすと言っておられたから、労働省のほうは御答弁を要りません。建設省のほうの御答弁を願いたい。

○高橋説明員 労働大臣のお話でござい、ますので、建設大臣のお話も入らなければならぬと思いますが、事務的には、そういう方法を通じて労働者を確保するということは非常にけっこうだと思ひます。十分検討してまいりたいと思ひます。ただ、建設省は国の工事の全部を掌握しておるわけでは

ございせんので、この点については関係各省、つまり他の国の建設工事を担当しておる関係各省その他とも相談をしなければならぬと思ひますので、相談をして検討してまいりたいと思ひます。

○中馬委員長 この国会中にその法律案は間に合わぬでしようけれども、考え方は関係各省とまとめてください。けしからぬですよ、実際、国の工事のときはいいですよ。おまえのところは指名しないのだからとおどかせばいいわけですから。民間の場合は全く手の打ちようがないのです。これはやつてください。方針だけでもいいですから、お願いします。

○華山委員 私は労働大臣には、協議決定してくれということをやったのですが、ひとつお願いいたします。

○中馬委員長 安井委員。

○安井委員 もう時間がおそくなりましたから、一つだけ何つて終わりたいと思ひます。

港灣労働と暴力団の関係、さらに、いまは建設業と暴力団との関係、そういう形で問題が取り上げられました。先日は興行界やあるいは芸能人と暴力団との関係、そういうふうないろいろな角度からこれまで扱ってきたわけですが、きょうのように港灣、建設業の関係ということになると、暴力団の動きからの側面と、もう一つは、労働関係の問題と、この二通りに分けて考えることができるのではないかと思ひます。

暴力団との関係から言いますと、特に港灣労働というのは、沿革的にもそういうふうな傾向を持っていたわけでありまして、最近興行界における暴力団の取り締まりが相当強くなったものから、再びもとの古巣の港灣関係に戻る、そういうふうな傾向もできて今日問題があらわれているのだからと思ひます。ことに神戸港の問題で、社会党の市会議員が神戸の市議会の問題を取り上げたのが一つの契機になって新聞キャンペーンも始まっている、こういうふうなことだろうと思ひます。そしてまた、銃砲刀剣の問題をいま私も論議している際にも、ただそれだけを取り締まった

だけでは暴力団の問題が片づくわけではないので、やはりその資金源とか、そういう社会の寄生虫のような存在が出ないような、そういう全体的な仕組みをつくり上げていく、そういう考えからこの法案と暴力団との関係について、警察の立場でも一そう関心を持って処理していただかなくてはならないと思ひますが、他面、港灣における労働関係の非近代性、こういう点は、たとえば賃金のピンはねや強制労働、未成年者の深夜労働、言うことを聞かない人に対する暴行、傷害、そういうような事件で現実にあつてはいるわけですし、さらにまた、やみ手配師ですとか、私立の職業安定所のような形で、半ば公然と行なわれている事実もはつきり出ているわけです。先ほどの細谷委員の質問で尽きておりますから私は多くを申しませんが、労働基準法の第六條の「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。」さらに、職業安定法第四十四條の「何人も、第四十五條に規定する場合を除く外、労働者供給事業を行ひ、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。」という明らかな規定があるにもかかわらず、やみ手配師というものが現存しているようです。国や地方公共団体の管理下にある港灣の中で、現にそういうふうな事態があるわけですから、それがそのままに許されてきているという点に私は問題があると思ひます。この問題については、きのうも社会労働委員会を港灣労働法案が一応通つて、きょうの本会議で衆議院は通過するわけでありまして、それができた問題が解決するのだ、そういうふうなお話であります。しかし、これは先ほどの細谷委員の質問にもお答えがあつたように、公布されてから二年以内に施行される、こういうことよろですね。私はいままでいろいろな法律を見ておりますけれども、二年間も暫定的な経過期間を置くというふうな法律というものはあまり知りません。どうも何か外部からの圧力でそういうふうな準備期間を長期に置かざるを得なかつたん

ではないか、そういうふうな印象を受けるわけがあります。

そこで、私労働省とそれから運輸省にこの点だけ最後に向つておきたいと思つております。つまり、暫定期間はできるだけ短くして、施行期日を繰り上げていただく努力をしていただきたいということ、そして、それまでの段階でも登録制をぜひきびしくしてもらいたい。未登録者は絶対に使っちゃいけないという法律が効力を発生すれば、これは当然のことではあります。それから二年間も時間があるのですから、そしてその二年の間にいわゆる暴力団とのつながりや何かがつつと統いていくわけですから、そういうような段階の中からぜひ未登録者をいまの段階から皆無にする努力をひとつ積極的に行うべきだということが一つと、それからもう一つは、これは建設の場合に華山さんが例をあげられましたけれども、港灣の場合も従業員に対する福利厚生施設というのがきつめて貧弱なようです。休み場もろくすつはない、こういうふうな事態がありますので、労働関係の近代化の前提としても、福利厚生施設を完全に整備させるような、そういう努力を、これは運輸省並びに労働省において進めるべきだ、この点であります。登録制の促進の問題と、福利厚生施設の促進、この二つだけを特に私は強調したいのですが、その点のお答えをひとついただきたいと思います。

○遠藤説明員 港灣労働法につきましては、附則で施行期日を二年を越えない範囲内で逐次実施する、こういうふうなことにしておりますが、お説のとおりこれは二年まで実施を延期するのはございせんので、たとえば各港ごとの定数の策定でありますか、これに基づいて行なわれます登録制の実施、あるいは手当の支給、こういう非常に新しい、むずかしい問題でござい、ますので、できるだけ慎重に準備をいたしますと同時に、なるべく早く実施したい、こういうふうな考えでおります。昨日の社会労働委員会の附帯決議でも、全面実施を急ぐようにというふうな附帯決議が出されてお

りますので、私どもといたしましては、できるだけ事務的な準備を急ぎまして、二年と言わず準備ができ次第実施できるような態勢をとつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

この法律に基づきます登録制度なり、手当の支給制度、こういった新しい港灣労働法の施策が実施されますまでの間におきましても、現在事実上の制度として登録制度が行なわれております。こういったものを十分に活用いたしまして、現在のやみ手配師の存在をなるべく排除してやるような努力を続けていきたい、かように考えておる次第であります。

福祉施設につきましては、御承知のとおり港灣におきましてはいろいろな制約がございます。他の事業場に比較いたしますと、労働者の福利厚生施設は確かに立ちおくれしております。労働省といたしましては、この十年間に約三十億円を投資いたしまして、港灣労働者の宿泊施設でございますとか、あるいは福祉厚生センターというような施設、こういうようなものを設置運営いたしてまいっておりますが、本年度予算におきましても約三億五千万円を投じてこういった施設の拡充をはかつてまいる考えでございます。今後ともこういう施設の増強に努力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○河毛説明員　ただいまお話しのごさいました港灣労働法の関係につきましては、私どもといたしましては、昨年三月に出されました三三答申の趣旨に従いまして、十分にその機構が円滑に参るよう努力してまいりたいと考えております。

同時に、先ほど局長からお話し申し上げましたように、港灣企業それ自身について前近代的な問題が多々ございます。具体的には企業が非常に零細であるという点に問題があると考えますので、港灣労働の近代化とバランスを失しないように、私どもといたしましてはできるだけ早い機会に港灣運送事業の近代化をはかるように努力してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

なお新しい福利関係の問題につきましては、運

輸省といたしましては現在港灣運送料金の中に一定額を福利厚生分担金といたしまして原価計算に入れております。これを、福利厚生協会を各地につくりまして、そうして拠出させまして、簡易住宅その他を建設するよう現在努力中でございます。なお、さらに御趣旨に従いましてこれらの件を進めてまいりたい、こう考える次第でございます。

○中馬委員長　次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局